

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年7月26日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000857号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100051号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成29年2月28日から同年8月1日に訂正し、同年2月から同年7月までの標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

平成29年2月28日から同年5月1日までの期間及び同年6月1日から同年8月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、平成29年2月28日から同年5月1日までの期間及び同年6月1日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

平成29年5月1日から同年6月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年2月28日から同年8月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の記録がない。自身の給与振込口座の取引推移一覧表によると、請求期間にA社から給与が振り込まれていることから、勤務していたことは明らかである。請求期間の年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社の給与振込口座に係る取引推移一覧表(以下「取引推移一覧表」という。)、同社が委託する会計事務所から提出された請求者に係る平成29年分の源泉徴収簿(以下「源泉徴収簿」という。)、雇用保険の加入記録及び事業主の回答により、請求者は同社に平成29年7月31日まで勤務していたことが認められる。

また、請求期間のうち、平成29年2月28日から同年5月1日までの期間及び同年6月1日から同年8月1日までの期間については、取引推移一覧表及び源泉徴収簿により、厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額(30万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者のA社における平成29年2月から同年4月までの期間、同年6月及び同年7月の標準報酬月額については、取引推移一覧表及び源泉徴収簿により確認できる厚生年金保険料控除額並びに請求期間に係る事業主により届出されるべき報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）から、30万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の資格喪失年月日を平成29年2月28日とする健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届（以下「資格喪失届」という。）を、平成30年10月9日に年金事務所に対し誤って提出し、請求期間に係る厚生年金保険料については納付していないことを認めている上、年金事務所は、遡及する資格喪失届が提出された場合は、資格喪失届提出後に納付されるべき厚生年金保険料に充当する（厚生年金保険料を還付する場合を含む。）ことから、事業主は、平成29年2月から同年4月までの期間、同年6月及び同年7月に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成29年5月1日から同年6月1日までの期間については、取引推移一覧表及び源泉徴収簿により、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

したがって、厚生年金特例法による訂正は認められないものの、平成29年5月の標準報酬月額については、取引推移一覧表、源泉徴収簿及び本来の報酬月額から、30万円とすることが必要である。

なお、平成29年5月1日から同年6月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2000872 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2100052 号

第1 結論

請求者のA事業所 (現在は、B事業所) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 61 年 8 月 1 日から同年 7 月 1 日に訂正し、同年 7 月の標準報酬月額を 13 万 4,000 円とすることが必要である。

昭和 61 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和 61 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 61 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

A 事業所に勤務した期間のうち、請求期間が保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) として記録されているが、転勤しただけで、厚生年金保険料は継続して控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録及びB事業所の事業主の回答から判断すると、請求者は、請求期間において、A事業所に継続して勤務 (昭和 61 年 7 月 1 日にC事業所からA事業所に異動) し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA事業所における昭和 61 年 8 月の厚生年金保険の記録から、13 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 61 年 7 月について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所 (当時) に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは、いずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000873号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100053号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和61年1月4日から昭和60年7月25日に訂正し、同年7月から同年12月までの標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

昭和60年7月25日から昭和61年1月4日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和60年7月25日から昭和61年1月4日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年7月25日から昭和61年1月4日まで

厚生年金保険の記録では、A事業所に勤務した期間のうち、請求期間が被保険者期間となっていないが、入職してから現在まで、転勤はあったものの、退職したことはない。厚生年金保険料も継続して控除されていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、B事業所から提出された「職員の任務の経緯」及び同事業所の事業主の回答から判断すると、請求者は、請求期間において、A事業所に継続して勤務(C事業所からA事業所に異動)し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、雇用保険の加入記録及び事業所別被保険者名簿から、昭和60年7月25日とすることが相当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA事業所における昭和61年1月の厚生年金保険の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和60年7月から同年12月までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料

を納付したか否かは、いずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000856号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2100016号

第1 結論

平成2年*月から平成3年3月までの請求期間、平成10年4月から平成13年11月までの請求期間、平成14年10月から平成18年12月までの請求期間及び平成19年7月から平成20年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成2年*月から平成3年3月まで
② 平成10年4月から平成13年11月まで
③ 平成14年10月から平成18年12月まで
④ 平成19年7月から平成20年6月まで

私は、これまで13回に渡り請求期間に係る国民年金保険料の納付記録の訂正を求めてきたが、国が管理する記録が正しいと判断され、不訂正とされてきた。請求期間の国民年金保険料を毎月きちんと納めてきたことは間違いないので、再度調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、請求者は、請求期間を含めて20歳になった平成2年*月から、国民年金保険料を納付書が送付されてくるたびに、その納付書を使って毎月きちんと納付した旨陳述しているところ、i) オンライン記録によると、平成2年*月及び平成19年1月から同年6月までの保険料は、いずれも厚生年金保険加入中に重複納付した他の期間の国民年金保険料を充当したことが確認できることから、請求者の主張と符合しないこと、ii) 平成14年10月11日の国民年金被保険者資格取得及び平成20年7月1日の同資格喪失が平成21年2月13日に処理されていることが確認できることから、当該処理時点まで、請求期間③及び④を含む平成14年10月から平成20年6月までの期間は、国民年金の未加入期間とされ、納付書が発行されることはなく、国民年金保険料を納付することはできないこと、iii) 請求者が請求期間①に係る成人して間もない頃の国民年金保険料の納付場所であったとするコンビニエンスストアでは、当時、国民年金保険料を納付することはできない(コンビニエンスストアでの納付は、平成16年2月開始)こと、iv) 請求期間は合計で*か月であり、行政機関がこれほ

どの長期間の事務処理を誤ったとは考え難いことなどから、既に年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定がこれまで13回通知されている。

今回、請求者は、納付場所について、コンビニエンスストア以外で請求期間の国民年金保険料を納めたとして、14回目の訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求者から新たな資料等の提出はなく、請求期間の国民年金保険料の納付に関して新たな事情も認められず、そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000868号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2100017号

第1 結論

平成6年4月から同年10月までの請求期間、平成6年12月の請求期間、平成7年5月及び同年6月の請求期間並びに平成7年8月及び同年9月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成6年4月から同年10月まで
② 平成6年12月
③ 平成7年5月及び同年6月
④ 平成7年8月及び同年9月

国の記録では、請求期間について、国民年金保険料未納期間として記録されているが、平成6年3月に会社を退職した後、平成6年4月頃にA市役所で国民年金に加入する手続きをし、国民年金保険料納付書でA市内の郵便局において、毎月、納付していたはずである。納付した際に受け取った領収証書はないが、納付したことに間違いはないので、調査の上、請求期間を保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成6年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、すぐにA市にて国民年金への切替手続きを行い、請求期間①から④までを含む平成6年4月から請求者が厚生年金保険に加入する前月の平成8年3月までの期間に係る国民年金保険料について、まとめて納付をしたり、遡って納付したことはなく、同市から送られてきた納付書により、毎月納付していた旨陳述している。

しかしながら、オンライン記録によると、平成8年12月24日に、請求者に係る平成6年4月1日の国民年金被保険者資格取得が、遡って入力処理されていることが確認でき、当該入力処理が行われるまでは、請求期間①から④は国民年金の未加入期間であったことから、納付書が発行されることはなく、保険料を納付することはできなかつた上、当該入力処理がされた時点では、請求期間①に係る国民年金保険料について、時効により納付することができない。

また、平成6年4月から平成8年3月までの期間のうち、請求期間①から④までの期間を除

く納付済期間に係る保険料納付は、オンライン記録により、いずれも遡って過年度納付されたものであることが確認でき、請求者の記憶と一致しない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000884号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2100018号

第1 結論

昭和50年*月から昭和51年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年*月から昭和51年6月まで

私は、20歳になったときに、父から「年金を納めてきたよ。」と伝えられた。年金や税金に厳格であった父は、国民年金保険料を必ず納めていたはずである。調査の上、請求期間の記録を保険料の納付済期間として訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、20歳となった昭和50年*月頃に、父親が請求者に係る国民年金の加入手続を行った旨主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)は、昭和52年9月27日に、A社会保険事務所(当時)からB市に払い出された番号であることが確認できるほか、請求者の国民年金番号前後の任意加入被保険者に係る被保険者資格取得月が同年11月であることから、請求者の国民年金の加入手続は同年11月頃に行われたことが推認でき、請求者の主張と相違する。

また、当該加入手続時点において、請求期間のうち昭和50年*月から同年9月までの期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、請求者に係る国民年金被保険者台帳によると、請求期間直後の昭和51年7月から昭和52年3月までの期間の保険料は、昭和53年10月に過年度納付されていることが確認でき、当該納付時点で請求期間の保険料は時効により納付することができない上、請求者は、国民年金の加入手続及び請求期間の保険料納付に関与しておらず、定期的に保険料を納付していたとする請求者の父親は既に亡くなっていることから、請求者に係る国民年金の加入手続及び保険料納付状況について証言を得ることができない。

加えて、請求者の陳述どおりであれば、請求者に対して前述の国民年金番号以外の国民年金番号が払い出されていることになるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、請求者に別の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。